

平成 27 年 2 月 14 日（土）18：30～20：15

報告事項 1 平成 27 年度子どもの家申請状況

- ・平成 27 年度の子どもの家の申請状況（申請期間平成 26 年 11 月 25 日から 12 月 5 日）について説明を行いました（入所申請状況はホームページに掲載）。
- ・平成 27 年 1 月 30 日に、平成 27 年度の子どもの家入所決定等の書類を送付しました。
- ・平成 27 年度子どもの家入所判定では、二階堂 4 人、第一 7 人、西鎌倉 36 人、山崎 15 人、大船 53 人の計 115 人が待機となりました。
- ・深沢については、当初、61 人の待機が生じる見込みでしたが、既に学校内で教室を借りて運営していることから、学校、教育委員会との協議の結果、協力を得ることができ、C 教室を含め 2 教室を放課後のみ、子どもの家として借りることができたため、待機を出さずに受入れることができました。
- ・西鎌倉は新 3 年生の一部から、大船については新 2 年生の一部と低学年からの待機が生じました。
- ・子ども・子育て支援新制度がスタートするに当たり、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例が施行され、その条例では児童一人当たりの面積を 1.65 m²と定めています。
- ・子どもの家の利用定員は、子どもの家ごとの専用スペース 1.65 m²で除した値として定めており、利用定員を来所率で除した値を登録上限数として、受け入れ人数を定めています。
- ・低学年から待機が生じたことを、市として重く受け止め、期間内に申請いただいた低学年については何とか受け入れていきたいと考え、児童 1 人当たりの専用面積 1.65 m²を満たすことはできませんが、新 3 年生以下の低学年が入所できるよう 1.65 m²の面積基準に経過措置を設ける条例改正議案を 2 月議会に上程しました。
- ・待機対策としての施設整備は、大船、山崎については平成 27 年度に既存敷地に増床します。増床面積は、平成 25 年度に実施したニーズ量を確保できる面積を予定しています。
- ・西鎌倉は、既存敷地に増床することができず、また、学校からも距離があることから、学校内、若しくは学校近接地への移転を検討します。そのため、平成 28 年度の整備を目標に、平成 27 年度は教育委員会や学校等関係機関と調整を進めていきます。整備に当たっては、ニーズ量調査を確保していきます。

報告事項 2 子ども・子育て支援新制度と子どもの家運営指針

- ・平成 27 年 4 月 1 日から、子ども・子育て支援新制度がスタートするにともない、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」）が施行され、条例第 14 条（1）から（11）の事項については、条例とは別に定めることが規定されていることから、平成 24 年度に作成した子どもの家の運営指針に条例第 14 条（1）から（11）の事項を規定します。
- ・従来、国のガイドラインでは「指導」という表現が使われていましたが、子どもの権利条約の流れを受け、子ども・子育て支援新制度では「支援」と表記が変更となりました。
- ・そのため、平成 27 年度から「こども育成専任支援員」「こども育成支援員」と呼称を変更するとともに、平成 27 年 4 月からは新たに「こども育成補助員」を設置します。

報告事項3 平成27年度子どもの家の運営体制

・平成27年度から子どもの家には「こども育成専任支援員」「こども育成支援員」「こども育成補助員」を配置します。

・子ども・子育て支援新制度においては、支援員の資格要件や研修義務が新たに設けられたこと等を踏まえ、現行の「こども育成指導員」の処遇改善を平成27年4月から実施します。

・報酬単価引き上げに伴う扶養控除等の課題に対応するため、今まで1日当たり平均7時間勤務を一律6時間としました。

・こども育成指導員は今まで月13日勤務でしたが、4月からは本人の意向で13日勤務若しくは月15日勤務を選べることとしました。

・平成27年度の子どもの家の行事等については、これまでと同様に保護者の方とご相談させていただき進めていきますが、指導員の勤務時間が6時間に変更になったことについて行事の組み立て方等に変更が生じることもあることについてご理解いただくとともに、保護者の皆様のご協力も引き続きお願いしたい。

⇒予想される具体的な内容について質問がありました。

・プール、遠足等について、指導員の勤務時間が6時間に変更になることから、行事時間の見直し、準備等の見直し等、考慮して組み立てていくことについてご理解、ご協力をお願いしたい。